議第4号

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和5年2月24日提出

下呂市長 山 内 登

提案理由

市民に分かりやすく効率的な業務運営のための組織改編を行ったが、今後の効率的な事業推進に向け、さらに組織の見直しが必要となったため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例

下呂市行政組織条例(平成16年下呂市条例第11号)の一部を次のように改正する。

「百印行政組織未例(十成10年)百印未例第11	
改 正 後	改正前
(部の設置)	(部の設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第
158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属	158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属
する事務を分掌させるため、市に次の部を置	する事務を分掌させるため、市に次の部を置
< ∘	< ∘
(1)~(8) (略)	(1)~(8) (略)
(9) 環境部	(9) 環境水道部
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとす	第2条 各部の主な分掌事務は次のとおりとす
る。	る。
(1)~(8) (略)	(1)~(8) (略)
(9) <u>環境部</u>	(9) <u>環境水道部</u>
ア・イ (略)	ア・イ (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

2 下呂市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成22年下呂市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(縦覧場所及び期間)	(縦覧場所及び期間)
第4条 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。	第4条 縦覧場所は、次に掲げる場所とする。
(1) 下呂市役所 環境部 環境施設課	(1) 下呂市役所 <u>環境水道部</u> 環境施設課
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)

(下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年下呂市条例第 176号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 法第14条の規定に基づき、水道事業等を管	2 法第14条の規定に基づき、水道事業等を管
理者の権限に属する事務を処理させるため、	理者の権限に属する事務を処理させるため、
上下水道部を置く。	<u>環境水道部</u> を置く。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

市民に分かりやすく効率的な業務運営のための組織改編を行ったが、今後の効率的な事業推進に向け、さらに組織の見直しが必要となったため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 「環境水道部」を「環境部」に改めます。

(第1条、第2条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(3) この条例改正に伴い、影響を受ける条例の部名を改めます。

(附則第2項関係)

(4) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく、水道事業等の管理者権限に属する事務処理を行う部署を「環境水道部」から「上下水道部」 に改めます。

(附則第3項関係)